

渋谷区放課後クラブ及び朝の見守り事業「プログラムコーディネート」業務委託事業者募集要項

渋谷区放課後クラブ及び朝の見守り事業「プログラムコーディネート」業務委託契約を締結するために、下記のとおり参加者を募集いたします。

記

1 件名

渋谷区放課後クラブ及び朝の見守り事業「プログラムコーディネート」業務委託

2 公募の趣旨

渋谷区放課後クラブでは、運営受託事業者の指導員が企画・運営するものを中心にクラブ事業を実施し、渋谷区立小学校では朝の時間に参加児童向けの朝プログラムを実施している。子供たちが豊かな放課後と朝の時間を過ごせるよう、児童・保護者のニーズに応えた放課後クラブにおける有料プログラム及び朝プログラムのコーディネート及び地域・企業の協力者の確保等を行い、様々な学習・スポーツ及び体験活動の機会を定期的・継続的に提供できるように企画・提案し、更に拡充して実施できる事業者の提案を求める。

3 業務内容

「業務委託仕様書」（別紙１）のとおり。

契約時の仕様は、採用された提案に基づき最終決定する。

4 対象

渋谷区放課後クラブ（18 か所）

渋谷区立小学校（18 か所）

5 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

※ 前年度の業務履行状況に問題がなかった場合、令和 12 年 3 月 31 日まで単年度ごとに契約する相手方として指名する予定である。ただし、次に該当する場合には、上記対象としない。

- ① 契約の解除理由に該当する場合
- ② 業務履行状況が良好と評価されなかった場合
- ③ 区からの改善指導・助言・勧告に従わない等、運営に支障をきたすおそれがあると判断された場合
- ④ 経営状況の悪化の場合
- ⑤ 社会的信用の失墜行為があった場合
- ⑥ 本業務の内容に大幅な変更が生じ、適切な契約金額の算出等のため、改めて選定等が

必要となった場合

6 参考価格

57,365,963円（税込）

（内訳）

- ・放課後クラブにおける有料プログラムコーディネート業務一式・・・24,432,100円
- ・朝プログラムコーディネート業務一式・・・32,933,863円

※この金額は令和8年度参考価格のため、見積書の提案額と同額で契約するとは限らない。

7 参加資格

次の全てを満たすこと。

- （1）渋谷区における競争入札参加資格を有していること。ただし、渋谷区における競争入札参加資格を有していない者で、放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体型運営を令和8年度に自治体より受託している事業者については、競争入札参加資格を有しているとみなす。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- （3）渋谷区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成9年3月27日区長決裁）による指名停止を受けていないこと。
- （4）渋谷区契約関係暴力団等排除措置要綱（平成25年11月25日区長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- （5）経営状態について、次の要件を満たしていること。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - ウ 手形又は小切手が不渡りになっていないこと。
 - エ 直近の決算において、自己資本がマイナスになっていないこと。
 - オ 税金の未納がないこと。
- （6）自治体において、放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体型運営委託契約の実績があること。
- （7）本業務の実施に当たり、児童の安全確保を最優先とし、契約締結後から履行期間の終期（令和10年3月31日）までの間において、当該時点で施行されている関係法令、政省令、通知等を遵守するとともに、今後施行が予定されている学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。通称：子ども性暴力防止法）の制度の趣旨を十分に踏まえ、教育委員会及び放課後クラブ運営事業者と連携して適切に業務を遂行できる体制を有すること。

8 失格事項

次の各号いずれかに該当する場合は、失格となることがあるので留意すること。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 著しく信義に反する行為を起こした場合
- (4) 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) 選定委員と不正な接触をする等、審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 公共事業に関して、違法行為等により指名停止等の処分を受けている場合

9 参加申込

(1) 申込期間

公示の日から令和8年7月22日(水) 16時まで

(2) 提出書類 (①～③はデータ、④は書類)

①「参加申込書」(様式1)

②7-(6)に記してある契約実績がわかる契約書の写し

③会社案内パンフレット等

④渋谷区における競争入札参加資格を有していないものは、下記の書類を提出すること。

- ・登記簿謄本(正本)(発行後3か月以内のもの。法人に限る。)
- ・商号登記簿謄本(正本)(発行後3か月以内のもの。個人で商号を用いるものに限る。)
- ・身分証明書(正本)(発行後3か月以内のもの。個人で商号を用いないで営業しているものに限る。本籍地の市区町村が発行するもの)
- ・登記されていないことの証明書(正本)(発行後3か月以内のもの。個人で商号を用いないで営業しているものに限る。)
- ・財務諸表(直前決算のもの。貸貸対象表及び損益計算書)
- ・法人事業税の納税証明書(正本)(法人に限る。)
- ・法人税又は所得税の納税証明書その1(正本)
- ・消費税及び地方消費税の納税証明書その1(正本)

(3) 申込方法

提出書類を事務局まで電子メールで送信すること。

※送信後、電話により受信確認を行うこと。

10 参加資格審査結果の通知

参加申込書の提出があった者の資格審査を行う。参加申込書を提出した全ての応募者に対して参加資格審査結果通知書を送付し、参加資格の可否を通知する。

11 質問について

本プロポーザルに関する質問を受け付ける。

(1) 質問期限

令和8年7月10日(金) 12時まで

(2) 質問方法

「質問書」(様式2)に記載の上、事務局宛てに電子メールで送信すること。

※ 送信後、電話により受信確認を行うこと。

※ 件名は「【事業者名】渋谷区放課後クラブ及び朝の見守り事業「プログラムコーディネート」業務委託に関する質問」とすること。

(3) 回答方法

全ての質問について、令和8年7月16日(木)までに、電子メールで回答する。

1.2 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年8月7日(金) 16時まで

(2) 提出書類

「企画提案書作成要領」(別紙2)のとおり

(3) 提出方法

正本と副本をPDF化して事務局宛てに電子メールで送信すること(書面での提出は不要)。

※ 送信後、電話により受信確認を行うこと。

参加申込後に企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届(任意様式)に辞退理由を記載し、提出期限内にデータで提出すること。また、提出期限までに書類が提出されない場合も辞退とみなす。

1.3 評価方法

(1) 評価は「渋谷区放課後クラブ及び朝の見守り事業「プログラムコーディネート」業務委託事業者選定委員会(令和8年5月15日設置)」(以下「選定委員会」という。)が行う。

(2) 評価は「企画提案書」及び「プレゼンテーション・ヒアリング」の内容を基に、選定委員会で設定した評価基準に基づき評価する。参加申込が4社以上だった場合、提出された「企画提案書」の評価が上位3位以内の事業者を「プレゼンテーション・ヒアリング」への参加者として指名する。

(3) 評価点の最も高い事業者を委託候補者として選定する。

(4) 評価が同点の場合には、見積価格を点数化したものが高い方を優先する。

(5) 選定結果については、自己の結果のみを提案者に対して通知する。

1.4 プレゼンテーション及びヒアリング

書類審査を行った後、選定委員会が指名する参加者に対して、プレゼンテーション(10分)及びヒアリング(20分)を行う。対象となる参加者には詳細を通知する。

日程：令和8年8月下旬～9月上旬(予定)

1.5 スケジュール

質問期限	令和8年7月10日(金)
質問回答	令和8年7月16日(木)

参加申込期限	令和8年7月22日(水)
参加資格通知書送付	令和8年7月27日(月)
企画提案書提出期限	令和8年8月7日(金)
プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年8月下旬～9月上旬(予定)
契約候補者の決定	令和8年8月下旬～9月上旬(予定)

16 その他

- (1) 参加説明会は実施しない。
- (2) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 本要項に定めのない事項については、協議により定める。また、本要項に疑義が生じた場合も同様とする。
- (5) 本募集に係る情報公開請求があった場合は、渋谷区情報公開条例(平成元年渋谷区条例第39号)に基づいて、原則として提出書類を公開する。公開により応募者の権利、競争上の地位などを害するおそれがある情報を含んでいる場合は、あらかじめ文書(様式任意)で申し出ること。
- (6) 本件は、令和9年度予算が成立した場合に契約する。

17 事務局

渋谷区教育委員会事務局 地域学校支援課 放課後クラブ推進係

住所：渋谷区宇田川町1番1号 渋谷区役所庁舎4階

電話：03-3463-3068

メール：sec-houkago@shibuya.tokyo